ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第二十八号

一部を次のように改正する。 ぐの販売及びふぐ処理師に関する条例 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例 (昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号) の一部を改正する条例

 \mathcal{O}

質(第十二条第四号におい るものとして知事が規則で定めるもの」 第二条第一項中 「毒性のある部分」 7 「ふぐ毒」という。 を に改める。 $\overline{\mathcal{O}}$ 部分であ により人の健康を損なうおそれがあ つて、 そ れらに含有され る有

第四条に次のただし書を加える。

以上のもの ぐ処理師試験」に改め、 する市又は特別区におい 第五条第一項中「一に」を「いずれ ただし、 と知 ふぐ処理師の立会いの下にふぐを処理する者に 事が 認めたも て」に改め、 同項第二号中 0 を加え、 かに」に改め、 「試験」 「において、 同条に次 の下に「であ 条例に基づき」を 0 一項を加える。 同項第一号中 0 つてふぐ処理師試験と同等 いては、 \neg 「試験」 乛 この 保健所を設置 限 ŋ で ない 「ふ

3 ふぐ処理師は、 ふぐを処理するときは、 免許証を携帯し なけ ればならな 11

第六条の二第二号中 「覚せい 剤 を 「覚醒剤」 に改める。

第八条を削る。

第七条(見出しを含む。 第六条の三を第七条とする。 中 「試験」 を 「ふぐ処理師 試 . 験 に 改め、 同条を第八条と

第九条中「試験に」を「ふぐ処理師試験に」に改める。

第十条第一項中「試験」を「ふぐ処理師試験」 に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

なふぐを確実に排除すること。 ふぐの種類の鑑別を的確に行 V, 体 の全てが有毒部分であるふぐ及び種類が 不明

次 の三号を加える。 第十一条中第四号を削り、 第三号を第六号とし、 第二号を第五号とし、 第一 号の 次に

たふぐを使用するときは、 次 に掲げる事項を遵守すること。

T 急速凍結法 (凍結する際におおむね摂氏 7 ナ ス 度から摂氏マ イ ナ ス六度ま

での間をおおむね四十分以内に通過させる方法をいう。 により凍結したふぐを

使用すること。

1 凍結したふぐは、 摂氏マイナス 十八度以下 で保管すること。

ウ 解凍は流水等を用いて速やかに行い、 解凍後は直ちに処理すること。

エ 解凍したふぐを再び凍結しないこと。

三 有毒部分を的確に識別し、 か つ、 確実に除去すること。

兀 除去した有毒部分は、 施錠できる容器等に入れて施錠し、 保管すること。

第十一条に次の一号を加える。

七 ふぐ処理師の立会いの下に他の者にふぐの処理に従事させるときは、 前各号に掲

げる事項を当該他の者が遵守するよう指導及び監督をすること。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次 0 一号を加え

三 前条各号に掲げる事項を遵守しなかつたとき。

る。

附則

条の改正規定及び第十二条の改正規定は、 の条例は、 公布の 日から施行する。 ただし、 令和五年七月 第五条に一 日 項を加える改正規定、 から施行する。